

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第110号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第157号）
平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件業務委託報告書」という。）の特定箇所特定地区について流れ盤とした根拠
- 2 決定の内容
 - (1) 決定
全部公開
 - (2) 本件公開請求に対応するとして公開された公文書（以下「本件公文書」という。）
 - ア 平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業基本設計会議資料作成業務委託報告書
平成18年度辰巳ダム基本設計会議資料（本体実施設計）概要書、平成18年度辰巳ダム基本設計会議資料（本体実施設計）参考資料（以下「参考資料」という。）及び平成18年度辰巳ダム基本設計会議資料（本体実施設計）付属資料から構成されている。
 - イ 辰巳ダム流域航空写真
- 3 担当課（所）
土木部辰巳ダム建設事務所
- 4 異議申立て等の経緯

ア H21. 9. 7 公開請求	エ H22. 3. 31 諮問
イ H21. 10. 2 公開決定	オ H24. 3. 29 答申
ウ H21. 10. 30 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
異議申立ての対象となった本件公開請求の対象公文書につき、本件公文書を特定して全部公開とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項 (全部公開)	<p>実施機関は、本件公文書を根拠として、本件業務委託報告書において、特定地区が流れ盤であると記載したと述べており、一方、異議申立人は、本件公文書の記述こそ、流れ盤ではないことを示していると主張している。</p> <p>本件公文書の参考資料の提示を受けたところ、「7.貯水池周辺地すべり」の7-4ページに掲載されている表-7.1.1地すべり概査結果の「地すべりの方向と地層の傾斜方向との関係」欄に、流れ盤と記載され、7-18ページから7-24ページにかけての当該地区の土塊区分と形状に関する考察のまとめにおいて流れ盤と記載されている。</p> <p>また、本件業務委託報告書の3-6ページに掲載されている表3.3.1概査結果のまとめについては、表題以外は表-7.1.1と同一の内容である。</p> <p>このようなことから本件公文書の特定箇所を根拠として、本件業務委託報告書で、当該地区を流れ盤と記載したという実施機関の主張は、不合理ではない。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第110号

答 申 書

平成24年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人からの公文書公開請求に対して、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業基本設計会議資料作成業務委託報告書」の特定箇所及び「辰巳ダム流域航空写真」（以下2文書を併せて「本件公文書」という。）を特定して全部公開とした決定については、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成21年9月7日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件業務委託報告書」という。）の特定箇所特定地区について流れ盤とした根拠に関する資料

2 実施機関の決定

実施機関は、平成21年9月18日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期間を2週間延長することとして異議申立人に通知し、平成21年10月2日に本件公開請求について本件公文書を特定して公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年10月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成22年3月31日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する資料の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公文書の記載は、まさに流れ盤の地すべりではないことを示すもので、文書の特定に誤りがあり、ほかに根拠となる文書があるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求の対象となる地区は、地すべり現象を想定した移動土塊ブロックとして設定したもので、地すべりの動きの主方向に主測線を設定し、その断面に関する地層構造やその判定根拠となるボーリングデータをもとに横断図を作成した結果、地層の傾斜が地形に対して同じ方向に傾斜している流れ盤であった。
- 2 本件公文書において、特定地区が流れ盤であることが明確に図示されているので、この横断図及び関連する公文書を公開したものであるが、異議申立人は、地すべりに関する自分の考え方を述べ、流れ盤ではないことを示すものであると主張したものである。
- 3 異議申立人には、本件業務委託報告書において特定地区を流れ盤とした根拠は、本件公文書に記載された横断図等とその検討結果の記述であることを説明済みである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

犀川辰巳治水ダムに係る湛水予定地に関連する特定地区の地すべりの性格を本件業務委託報告書において、流れ盤と判断したことの根拠となる資料である。

本件公文書のうち、平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業基本設計会議資料作成業務委託報告書は、平成18年度辰巳ダム基本設計会議資料（本体実施設計）概要書、平成18年度辰巳ダム基本設計会議資料（本体実施設計）参考資料（以下「参考資料」という。）及び平成18年度辰巳ダム基本設計会議資料（本体実施設計）付属資料から構成され、本件公開請求については、参考資料の特定箇所が対応するものである。

3 本件公開請求に対応する公文書の特定について

実施機関は、本件公文書を根拠として、本件業務委託報告書において、特定地区が流れ盤であると記載したと述べており、一方、異議申立人は、本件公文書の記述こそ、流れ盤ではないことを示していると主張している。

本件公文書の提示を受けたところ、本件公文書のうち、参考資料の「7.貯水池周辺地すべり」の7-4ページに掲載されている表-7.1.1地すべり概査結果の「地すべりの方向と地層の傾斜方向との関係」欄に、流れ盤と記載され、7-18ページから7-24ページにかけての当該地区の土塊区分と形状に関する考察のまとめにおいて流れ盤と記載されている。

また、本件業務委託報告書の3-6ページに掲載されている表3.3.1概査結果のまとめに

については、表題以外は表-7.1.1 と同一の内容である。

このようなことから本件公文書の特定箇所を根拠として、本件業務委託報告書で、当該地区を流れ盤と記載したという実施機関の主張は、不合理ではない。

なお、異議申立人は、特定された公文書は本件公開請求に係る公文書ではないと述べるにとどまり、実施機関の説明を覆すに足る具体的な理由を主張していない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件公文書に記載された内容が流れ盤ではないことを示すものであると主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 3 月 31 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 5 7 号)
平成 22 年 6 月 11 日	○実施機関 (土木部辰巳ダム建設事務所) から理由説明書を受理した。
平成 23 年 11 月 22 日 (第 2 1 9 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 12 月 22 日 (第 2 2 0 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 1 月 24 日 (第 2 2 1 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 2 月 17 日 (第 2 2 2 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 3 月 22 日 (第 2 2 3 回審査会)	○事案の審議を行った。